

コーネル大学化学科の鄭です。今回は、前回の報告書からいくつか身の回りに新しく起こったこと、アメリカに住む他の人々にもしかしたら役立つかもしれないことを書いていきたいと思います。

* * *

1. A exam

昨年8月、無事にA exam (=qualifying exam、PhDを続ける資格があるかどうか判定する試験)に合格しました。結構緊張していましたが、蓋を開けてみると1時間ほどあっさり終わりました。比較的楽な先生方に恵まれたようです。委員会には指導教員のほかに、細胞内シグナル伝達の授業でお世話になった大御所の先生と、生物物理学でお世話になった比較的若めの先生にお願いしました。

2. 引っ越し

2年間住んでいた安さ(\$850/1DK、ガス水道インターネット込)が取り柄のボロアパートに別れを告げ、建築すら完了していない超新築団地(\$1060/1R、電気他すべて込)へと引っ越しました。新しい家はなんと1Rでありながら食器洗浄機、洗濯機、乾燥機を部屋に備えており、しかもアメリカに珍しいウッドフローリング! 船井財団様のおかげで給料が\$3100へと上がるため(外部からの奨学金を持っている生徒は\$600追加でもらえる)、ちょっと贅沢しました。おかげで家事の時間をどんどん研究に費やすことができます。家賃も、都市と比べるとまだ安いほうで、田舎の素晴らしいところです。

3. おそろしい罰金社会

(1) 通行料の罰金をめぐる戦い

NYでは通行料のキャッシュレス化が進んでおり、一部の高速道路ではTolls by mail(ナンバープレートを参照して家へ請求書が郵送される)またはE-ZPASS(日本でのETC)によってしか通行料を払うことができません。昨年の夏から秋にかけて車で遠出をしすぎて、どのTolls by mailをすでに払ったか曖昧だった私は、NYCに5回行ったうちの3回とナイアガラに2回行ったうちの1回、それぞれ往復分の通行料を払い損ねていました(愚か)。しかも前述した新しい引っ越し先は新しすぎてまだ地図に住所が登録されておらず、車の住所登録先を変更しようとしても「存在しない住所」として受け付けてもらえませんでした。結果的には直接電話してでも変更を試みるべきだったのですが、前の家が学校の近くにあったため、「たまに行って郵便物を回収すればいいや」と楽観的に考えた私。

ようやく住所変更ができた11月、ポストを見ると、払い損ねた8つの通行料にそれぞれNYCは\$100x6、ナイアガラは\$50x2の罰金がついて、総額\$740の督促状が届いていました。もともと\$40だった通行料が、3か月でなんと20倍近くに! 日本の優しい社会では何とかなったいい加減な生き方がここでは通用しないと思い知るも、後悔先に立たず。しかしアメリカは個人主義、自分の権利を主張すれば少しは温情が頂けるかもしれません。とりあえずTolls by mailのサービスセンターに電話して、新しい住所への変更ができず請求書を受け取れなかったこと、決して請求を無視する意図はなかったこ

と、学生の自分（嘘はついていない）に\$750という大金はつらいことを説明し、罰金の減額が可能か聞いてみました。すると、「一部の罰金は collection agency（債権回収代行）に送られてしまい、こちらでは何もできない。向こうの電話番号を教えるので、まずはそちらの清算が済んでからこちらで対応します」とのこと。

正直その時点で collection agency が何なのかすら知らなかったものの、とりあえず言われたままに電話し、同じ事情を説明しました。すると、「60%減らすことは可能だが、それでも\$175は払う必要がある」と言われ、よくわからないがとりあえず安くなるらしいということでクレカの番号を伝えました。後に\$175引き落とされたことを確認し、また Tolls by mail に電話すると、依然として請求は\$750。すでに一部は collection agency に払った旨を説明すると、collection agency で処理された情報が届くのに2-3日を要するとのこと。

しかし、3日後にまた電話すると、もともと自動音声案内に基づいて番号を選んでいけばカスタマーセンターにつながった Tolls by mail は、なぜか自動音声案内の内容が変更されており、どの番号を選んでもカスタマーセンターにつながるルートが見つからない（12月で冬休みが近いから人員削減?）。記憶をたどりつつ指示されていない番号を選んでいくと、何とかカスタマーセンターにつながりました。事情を説明すると、結局まだ情報は入っておらず、collection agency に電話してレシートを発行してもらいなさい、詐欺かもしれないからと言われる始末。

この時点で心が折れかけていたのですが、再び collection agency と話してみると、今回のスタッフは大変親切な方で、彼女がくれた情報をもとに、①Tolls by mail の請求から一定期間が経つと collection agency に請求権が送られること ②collection agency は複数あり、NYC への通行料とナイアガラへの通行料では別々の agency が請け負っていること ③罰金のうち NYC x4 の\$400はちゃんと清算されたことになっているが、残りはまだ agency に届いていないことがわかり、ようやく Tolls by mail の罰金徴収における関係図がわかりました。ちょうどすぐに Tolls by mail のオフィスがある NYC へ行く予定があったので、口頭で事情を説明したほうがたらい回しにされにくいと思い、直接オフィスへ。ちなみにこの時点で、もう通行料をめぐるすべてに懲りてようやく E-ZPASS を作りました。もっと早くに作ればよかった。

クリスマスイブ、朝7時の開店直後に行き、請求書を渡して「実は、」と言ったとたん、オフィスの人はこちらの言うことを待たず、「通行料は E-ZPASS のアカウントに移して、罰金は取り除いておきます」。そんなうまい話があるのかとびっくりして、「罰金を払わなくていいってことですか」と聞くと、「たったいまそう言ったでしょう」と呆れ顔。結局、\$700あった罰金が\$160となり、アメリカの事務員がいかに裁量権を持っているか実感した話でした。

（2）交通違反切符を持って裁判所へ

アメリカには All-way stop の交差点が多いです。これは、交差点に入る前にすべての車が一時停止をして、先に交差点に着いた車から先に進むというルールです。コーネル大学も十字路は All-way stop

ばかりですが、その中にひとつ、駐車場のある細い道とメイン道路の三差路が珍しく All-way stop になっている場所があります。そのメイン道路を通る車は一時停止を怠りがちで、点数を稼ぎたい Cornell Police にとっては穴場なのか、よく張り込んでいるようです。私も金曜夜のラボ帰りにまんまと捕まってしまい、一時不停止切符をもらいました。

NY での一時不停止は、3 点の点数に加え、通常 \$150-200 の罰金。あいにく、すでに Move over law（高速道路などで路肩に緊急停止車両がいる場合、極端に減速するか隣のレーンに移らなければならない。NY では 2012 年に施行され、自動車学校で習わないうえ公式ガイドラインにも載っていない、とっても情弱殺しな法律）に違反して 2 点をもっていた私。違反点数が増えるたびに車両保険の金額は跳ね上がるうえ、1 年半の期間に 11 点もらうと免許停止です。交通違反切符は「罪を認めてあらゆる罰を受け入れる」か、「罪に抗議して法廷へ行く」か選んで郵送することになっています。前は普通に罪を認めたのですが、Google で調べてみると、実は抗議する人が多いことを知りました。それを信じこみ、とりあえず抗議。しばらくすると、「Pre-trial のお知らせ」が届きました。法廷の前に、地方検事と面会して司法取引する機会が与えられるそうです。

いざ pre-trial の日、できるだけ身なりを整えて裁判所に行くと、待合室には同じ目的の人々が 20 人ほど集まっていました。しかし、コーネルの学生と思われる人は私以外誰もいなく、そもそも最低限の身なりを整えている人すらほぼおらず、言い方は悪いがこの世の敗者が集まったかのような空間。抗議したことをちょっと後悔しつつ、地方検事が座っている机に向かう列に並びました。

頭の中でいろいろ弁明を考え、いざ地方検事の前に座ると、「一時不停止だね、何か事故を起こした？」「いいえ」「点数がつくのが不安なの？」「はい」「じゃあ点数のつかない、車両停止時の違反に変えとくね。これを受付に持って行って手続きしてください」「ありがとうございます」と、ろくに口を開く機会もなく 1 分足らずで面会終了。私の違反は、「**交差点での一時不停止**」から、「**停車中に車の通りが多い側から出ようとした**」という罪に変更されました。それでいいのか、そもそもそんな違反あったのか。\$150 の罰金は払ったものの、点数はつかずに済みました。

* * *

というわけで、アメリカに住むときは、罰金にくれぐれもご注意ください。通行料ごとに罰金がつく NY の Tolls by mail は特に厄介で、ナイアガラに 24 回行った人が、各通行料はたった 1 ドルなのに、それぞれ \$50 の罰金がついて結果 \$1224 を課された事例もあるそうで。NY の政府は罰金でかなり儲かっていると思う。時間と手間を費やすに値する額の罰金を受けてしまった場合は、抗議してみるのもあります。もちろん、罰金を課されるような生き方をしないに越したことはありません。

ご支援をしてくださる船井財団様、重ね重ねありがとうございます。せっかく支援いただいた貴重なお金を一部、政府に吸い上げられてしまい、申し訳なく思います。昨年の経験を教訓として、もっと優良市民として生きつつ、引き続き研究を頑張ります。今の研究がもうじきまとまりそうなので、次回の報告書では、もっと研究内容について紹介できればと思います。